

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更（単品スライド条項） の適用について

最近の鋼材類及び燃料油の高騰を踏まえ、市発注の工事に関し、急激な変動に伴う請負代金額の見直しが可能となるよう、工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）を下記のとおり適用することになりました。

- 1 適用開始日
平成20年7月31日
- 2 対象資材
鋼材類、燃料油に分類される各材料（H形鋼鉄、異形棒鋼、軽油等）
- 3 対象工事
市発注の130万円を超える工事
（7月31日時点で継続中の工事又は今後発注する工事）
- 4 発注者の負担
対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する。